

衆議院 法務委員會 議 録 第 十 号

平成五年四月二十七日(火曜日) 午前十時開議

出席委員

委員長 浜野 剛君
委員 理事 太田 誠一君
理事 田辺 広雄君
理事 星野 行男君
理事 鈴木喜久子君
石川 要三君
鯨岡 兵輔君
中西 啓介君
松田 岩夫君
岡崎トミ子君
沢田 広君
渡辺 嘉藏君
中村 巖君
木島日出夫君
中野 寛成君

理事 亀井 善之君
理事 津島 雄二君
理事 小森 龍邦君
奥野 誠亮君
塩崎 潤君
野田 毅君
小澤 克介君
小岩井 清君
谷村 啓介君
草川 昭三君
山田 英介君
塚本 三郎君
徳田 虎雄君

出席國務大臣

法務 大臣 後藤田正晴君

出席政府委員

法務大臣官房長 則定 衛君
法務大臣官房審議官 森脇 勝君
法務省民事局長 清水 湛君
法務省刑事局長 濱 邦久君
大蔵大臣官房審議官 田波 耕治君

委員外の出席者

大蔵大臣官房審議官 西方 俊平君
大蔵省証券局証券市場課公社債市場室長 東 正和君
国税庁課税部署理室長 大西 又裕君

法務委員会調査室長 平本 喜祿君

委員の異動

四月二十七日

愛知 和男君 補欠選任
伊東 秀子君 松田 岩夫君
冬柴 鐵三君 岡崎トミ子君
中野 寛成君 草川 昭三君
塚本 三郎君 塚本 三郎君

同日

松田 岩夫君 補欠選任
岡崎トミ子君 愛知 和男君
草川 昭三君 伊東 秀子君
冬柴 鐵三君 中野 寛成君

四月二十七日

非嫡出子差別を撤廃する民法等の改正に関する請願(岡崎宏美君紹介(第一七七四号))
同(橋崎弥之助君紹介(第一八二九号))
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願外二件(小川信君紹介(第一七七五号))
同(大島章宏君紹介(第一七七六号))
同外一件(関晴正君紹介(第一七七七号))
同(外口玉子君紹介(第一七七八号))
同(伏木和雄君紹介(第一七七九号))
同外二件(堀込征雄君紹介(第一七八〇号))
同(田邊誠君紹介(第一八一〇号))
同(外口玉子君紹介(第一八一一号))
同(鳥居一雄君紹介(第一八三〇号))
同外二件(佐藤恒晴君紹介(第一八五四号))
同(常松裕志君紹介(第一八五五号))
同(常松裕志君紹介(第一八五九号))

同(五島正規君紹介(第一八八六号))
同(常松裕志君紹介(第一八八七号))
同(藤田スミ君紹介(第一八八八号))
同外二件(小谷輝二君紹介(第一九二〇号))
同(山下八洲夫君紹介(第一九二二号))
消費者的ための製造物責任法の早期制定に関する請願(秋葉忠利君紹介(第一八二七号))
同(森本晃司君紹介(第一八二八号))
同(秋葉忠利君紹介(第一八五三号))
同(秋葉忠利君紹介(第一八六八号))
同(小森龍邦君紹介(第一九一九号))
製造物責任法の早期制定に関する請願(佐藤恒晴君紹介(第一八五二号))

夫婦別氏・別戸籍の選択の導入と続柄欄の廃止に関する請願(池田元久君紹介(第一八六七号))
法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(木島日出夫君紹介(第一九一八号))
本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第五三号)

○浜野委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。
沢田広君。

○沢田委員 おはようございます。
今日まで各委員を通じて商法の改正等、その他もいろいろと意見があったわけでありすが、きょうはいよいよ採決を控えているわけでありますので、今までのいろいろな立場から商法の今後の問題あるいは検討すべき課題等について発言もされたわけでありすが、どういう受けとめ方をして何が今後の課題となったのか、やはり整理をする意味で受けとめ方について一応お答えをいただきたいと思ひます。

○清水(逓)政府委員 お答えいたします。
今回の改正案そのものの審議に関連いたしまして、監査制度あるいは株主の権利の拡充と強化というものがこれで十分であるかどうかという御指摘がございましたので、まずこの点について私ども今後の法律の実施状況に注意深い関心を払いましてこれを見守っていき、必要な改正ということ、将来検討しなければならぬこともまた考えなければならぬと思っております。
そういうような問題に加えて、もともと私どもも会社法の根本的な見直し作業というものを現在進めているわけがございますが、その中で、まず第一には、会社の分割・合併法を整備する。合併法制については、我が国では比較的整備はされておりますけれども、非常にこれも難しいというか複雑になっておるといふような問題の指摘がございまして、その簡素化が一つの課題でございます。

それから、分割法制につきましても、実は我が国の会社法は直接にこれを定めるものがないというところが指摘されておりました、例えば営業譲渡とかあるいは子会社を設立してそれに現物出資をするというような形で対応せざるを得ないという問題がございまして、そういうことから、分割法制を明定したらどうかという問題の提

起がございませう。

それに加えてさらに、非常に大きな会社と中小の会社がある。監査制度の問題等につきましても、大会社における監査のあり方というものについては今回の改正法では不十分ではないかという御指摘があったわけでございませうが、会社の規模に応じたふさわしい法制を整備する。私も大中小会社区分立法というふうに申し上げておられますけれども、そういうような問題。それとの関連で有限会社法の全面見直しという問題が重要な課題として積み残しになっております。

それからまた、これは先般の商法改正の際にも議論された問題でございませうが、中小会社の計算の適正担保の問題あるいは計算の開示問題。これは当委員会でもしばしば御指摘になっておられるわけでございませうが、中小会社の会計調査人制度の採用等の問題がございませう。

それからさらに、自己株式取得についての規制緩和の問題。これも今回の審議でいろいろ御指摘がございませう。これについても現在問題点を整理して意見照会中でございませうけれども、速やかに結論が出るように私どもとしても努力をいたしたい、こういうふうな考えをしております。

また、今回は監査役の問題を中心に取り上げましたけれども、会社の経営管理機構のあり方として、当委員会でも御質問がございませう。けれども、例えば経営委員会あるいは常務会というふうなものを取締役会の中に置くというものを法制化するということのような問題が実は前々から議論されておられるわけでございませう。これは取締役会制度を非常に弱めることになるのではないかと、取締役会との関係をどうするかという大変根本的な問題があるわけでございませうが、そういう意見もあるわけでございませう。検討課題の一つになっているわけがございませう。

さらに、これらの問題を通じて商法の現代語化ということが、私どもにとりましては非常に重要な課題になっております。株式会社法につきましても、表現は古臭いのですが、累次の改正に

よりまして現代語化というのは必ずしも難しいということにはならないのではないかと気がいたしますけれども、会社法を除く商行為法、海商法、保険法というような分野につきましても、これは口語化について相当研究、検討を重ねる必要があるというふうなことがあろうかと思ひます。いずれにいたしましても、残された検討課題というのは数多くあるわけでございませう。これらにつきましても、引き続き私ども、法務大臣の諮問機関でございませう法務審議会等にも意見を求めながら研究、検討して、できるだけ速やかに結論が出るように努力をいたしたいというふうに考えているところでございませう。

○沢田委員 それですべてだとは思ひませうけれども、さらに各委員からの発言を受けとめまして整理をして、それらしいの所業の手続をとつてもらうことを特にお願ひしておきたいと思ひます。それから、資産再評価とか世界の会計基準であるとか、やはりいろいろ言われているわけでありまして、これについても、早急という言葉がいかほどかわかりませんが、逐次情勢に応じ対応できるように検討を、また結論を見出すようにそれぞれ意見を聞いて進めてもらいたい、こういうふうな思ひをしております。これもよろしいですか。

○清水(逓)政府委員 資産再評価の問題が最近各方面で非常に議論をされておるといふことは私も承知いたしております。また、自民党の法務部会の中でもそういう問題が正式の問題として取り上げられつつあるということも私も承知いたしております。これに商法の面からどういふふうに対応していかかというのは大変難しい問題があるわけがございませうが、恐らく再評価の取り扱いは再評価をいいたしますと当然利益が表面化したし、またこれは会社の資産がなくなつてしまふので、恐らくかつての資産再評価法という法律と同じように再評価積立金というふうな形のものに

していざれ資本に組み入れるということにならうかと思ひますけれども、あわせてそれに対する税制の整備、これは大蔵省の所管かと思ひますけれども、そういうような面からの問題があるかと思ひます。ただ、いずれにいたしましても商法の会社の計算の考え方が、一定の期間における収益と経費というものの対比におきまして期間の損益を計算する、その間における利益を配当財源とするという建前をとつておられますので、そういうような建前を崩すということとはちよつと難しいのではないかと。それを崩さないままどういふ形で再評価というものをうまくミックスさせていくかというふうなことに思ひます。これも相当な研究をする必要があると思ひます。

○沢田委員 局長の段階では無理だと言つておられますが、大臣の方でも一応心して対応していただきたいと思ひます。それから、今まで各委員から言われておりましたが、特にこれはお願い、大蔵の方になるのかもわかりませんが、いわゆる株の配当ですね。日本の経済のこれからの安定性をより強固にしていくためには、株の配当というものが投機対象ではなくて、やはり安定した株主としての地位を確保することに思ひます。今のように、言うならば、もう投機の対象で、売つて、それだけ利益を得ればよいという、ばくち的なとか、あるいは競輪、競馬のような賭博的なとか、そういう形での限り、日本の経済の真の安定性なり発展性があり得ないと思つておられます。しかも、企業だけの株主で一般投資家が非常に少ない、こういうアンバランスな形態を直さなければならぬというところは非常に急務であると思つておられます。

ね。これについては配当性をなるべく現状の株価に合わせていく。簡単に提言しますと、例えば前年度の総会時期における株価に対して金利並みの配当をしていくとか、利益が出たら、役員の方で三分の一、従業員が三分の一、株主が三分の一、そういう目安ぐらゐにやはり考えていく。大臣も知つておられるでしょうが、NTTでは、政府が出したわけですが、今配当、一株二千五百円です。二千五百円というのは、五十万で二千五百円の配当で、それは高くなつたら売らうという気が持つてないのが現状じゃないですか。株の配当というのはやはり非常に慎重で大切な経済の基本だと思つておられます。これは大蔵と局長ですが、どういふふうなこれからそれを集めて対応していくか。今のままでよくないことはわかつておられるだろうと思つておられます。そのことから、今のままでよくないんだということとをまず認められておつてひとつ発言してください。

○西方説明員 我が国の企業の配当性向なり配当利回りは、今お話がございませうように、外国と比べても大変低い水準にあるわけでございませう。例えば、平成三年度の配当性向で見ますと三八%でございませうが、諸外国の場合は五六%から大きいところだと八〇%程度、また平成四年の配当利回りで見ますと〇・八八%ということとで、一%を割つておられるような状況でございませう。諸外国の水準の場合は、これが二%から四%程度あるというふうなことでございませう。

実は、この配当性向に係る配当政策というのは基本的にこの企業の経営判断の問題になるわけでございませうけれども、やはり健全な株式市場のあり方を考えますと、この配当性向の向上を通じて、個人株主を初めとしたさまざまな一般投資家がいろいろの意味でこの株式の投資魅力を感じて市場に参加するということは大変重要なことだと思つておられます。これまでも、投資家の利益とか株主の投資魅力の向上といった点を考慮いたしまして、これを一

番扱っていると申しますか関係の深い経団連等の場におきましても企業に要請をしてくれているわけでございます。それから、証券会社の引受責任の観点からも、引受証券会社に対しては指導も指図も行ってあります。また、証券取引所におきましても上場企業に対する要請を行っているというような状況でございます。

特に、御案内のことと思えますけれども、昨年八月の総合経済対策に引き続きまして、先般の総合経済対策におきましても、安定的で活力ある証券市場の確立に向けての緊要な課題としてこの問題を位置づけているところでございます。

私も、経団連との意見交換等の場を通じまして、発行企業等に対しては、株主の投資魅力の向上のための施策を講ずるよう今後とも要請してまいりたいというふうに思っております。

○沢田委員 現在いろいろ株で割引券が出ていますね。これは現状価格の割引券なんです。後案園だつて、名前挙げるのは差し控えますが、余り人気がよくないのは二枚くれるけれども巨人軍のになると一枚しかくれないとか、そういうことはありますけれども、いずれにしてもそれは現状価格に対する配当なんですよ。あるいは、百貨店等で割引を出しているのも現状価格に対して五%だとか一〇%だとかという割引をしている。現状価格なんだ。配当だけがその株券の価格で配当をしているということは、これは不合理きわまりない。

だから、そういう状況のことも念頭に入れて、今あなたの言っているようなことだけではなくてもう一歩進めて、要すればその總會を開いた時点で、決算をした時点で、その株価に対しての配当率を考える。二%でもいい、一%でもとにかく最初はいいですよ。しかし、そういう仕組みをつくっていくということが大切だと思ふんです。

これは時間の関係がありますから特に要望だけしておいて、こういうアンバランスが続けば結果的には投機の対象以外の何物でもなくなるということだけ言っておきます。

それから、大臣に、我々法務におりまして、外へ出て、沢田さん、法務やっているんだつて、こういうことになりますと、途端に出てくる話が恩赦と死刑ですよ。恩赦どうするんだいというのが出てくる、それから死刑はどうするんだいという話が出てくる。沢田さん、それについて何も法務委員会ではやらないのかい。何かやらないことが罪みたいにい我々がめられるところがあるんですよ。

ここで議論しようとは思いません。現在いろいろの両論があることは事実であります。ですから、時間的には、執行したものについてもいろいろ議論もあるでしょう、これからのことも死刑については議論があるでしょう。十分慎重に国民世論のことをそんたくしながら、突然不意打ちにということになしに、恒例化してやっているならこれはまた話が別なものであります。そういうことであるという議論もありません。

そのうちの一番大きな理由は、刑が確定してから非常に長く時間がかかっているということが一つですね。だから、昔のどういふ犯罪であつたかということの事実関係が非常に不明になる、それが一つ。それからもう一つは、昔の判決で、時に間違つて冤罪になつてしまつていふ事例もある。この二つがやはり常に方向性について、ああいうことがあつたんじゃないかということが問われる原因なんです。ですから、その点は両論にそれぞれの理屈があるような気がします。ですから、その他国民の意向を十分反映しながら慎重に対応してもらいたい。

それから、恩赦についても同じなんです。何か政治改革が今議論されていて、大部分うけているものもあるのにそれが無罪になつちゃうのか、すぐそういうふうな飛んでいくんですね。そういう意味で、これも今の政治改革の動向を見詰めて、ある程度厳しく政治改革が行われる見通しがつけばこれは考えてもいいと思うのですけれども、これは私個人の意見なんです。そうでない場合は、国民世論を考慮して相当厳しく処理しなす

ます政治不信につながるおそれなきにしもあらずということを考慮に入れる必要があると思うのであります。これも提言だけではありませんが、議論をしません、明敏な大臣ですから、その意図あるところは十分お察しいただけるだらうと思つております。

以上は、これは要望事項として終わります。それから、これは大蔵省だと思ふのですが、手数料というものについてはどういふ理解をして受けているのかということをお答えいただけますか。

○西方説明員 資本市場における、特に発行段階の諸手数料につきましては、基本的には当事者の方々が自由に交渉する、こういうことになつていられるわけでございます。政府がこれに干渉して固定制になつていふことはございません。しかしながら、手数料につきましては、現在まで、特に受託の手数料でございまして、諸外国と比べて非常に高いということが言われているわけでございます。この原因につきましては、受託の機能というのが今まで、例えば発行会社サイドの事務にも関与するとか、それだけじゃなくて当然のことながら社債権者のサイドに立つた仕事もするということで大変多様な機能が込められていふような、あいまいな機能がその根底にあつたということじゃないかと思ひます。

今度の社債法の改正では、社債権者の保護ということに受託の機能が純化、再構成されたわけでございます。そうすると、余分な部分については明確になる。そうすると、余分な部分についてはよく考えてみると手数料というものは不要ではないかという部分があるかと思ひます。これについては私も、基本的に私どもが決めていられるわけではございませんけれども、関係者の方々にそういった機能の純化の趣旨をよく理解していただいで、手数料が諸外国と比べてそれに接近するようになつて、今後とも努力していかなきやいかぬ、そういうふうな思つておきます。

○沢田委員 手数料だけ議論してもいろいろあ

る。じゃ、リベートという言葉になつたら、手数料は今の答弁と同じになるわけですか。

○西方説明員 自由交渉制で手数料が決まられていふこととございまして、例えばその場合、ロットが非常に大きいということになれば、一般的に適用する手数料よりも割引をするというようなこともあるでしょう。それから、この手数料は、ロットだけじゃなくて、社債の信用力というのですか、格付が非常にいいものとそうでないものについても幅がある、そういうふうな承知しておきます。

○沢田委員 自由経済の中でそれぞれお互いが努力をすれば、これは明文の手数料じゃありませんが、それ相応の手数料を支払うのが社会慣行上のルールになつていふだらうと思ふのです。これは税法上の問題として聞いておきますが、刑法上の問題は一応別ですが、それが一応のルールとした場合は税の上でどういふ判断をしていくのですか。

○大西説明員 お答えいたします。法人が支出する費用につきましては、その支出の目的、形態など、その費用の実態に応じて取り扱つていふところでございます。お尋ねの手数料あるいはリベートというものがあらかじめ定められた契約に基づいて支払うものであります場合には、それは支払い手数料等といったしまして損金の額に算入いたします。そうでない場合には交際費として取り扱つておるといふこととでございます。以上でございます。

○沢田委員 ちょっと語尾がはつきりしません。定められた契約というものは、民事契約としてお互いが約束すれば、それで言うならば条件は完備する、こういうふうな解釈していいですね。

○大西説明員 そのように解釈しております。○沢田委員 今度は刑法上の問題としてはまた別の判断の基礎がある。言うならば社会慣行的に許される、あるいはその努力に報われたものだ、客観的に見て正しいという場合は、その前提条件は契約がなければだめだということなんです。か、も

監査役による大会社の監査が組織的かつ効率的に行われるようにする。例えば監査役会において各監査役の調査事務の分担等を決める。会社の規模が非常に大きいものでございますから、監査役がいかに独任制の独立の機関だと申ししても、全部をカバーするということは現実において不可能でございますので、そういう分担を決めるとか監査の方法について意見調整をするというようなこと、あるいはお互いに情報交換の場にするというようなことによりまして、有効かつ効率的な監査を行うことができるようにしようという趣旨でございます。

ただし、この監査役会の制度はあくまでも、監査役としてのいわば独任制の機関であるという性格のよきと申しますか、そういうものが持つている利点というものを否定しようというわけではございません。それぞれの監査役は、法律の規定に基づく監査固有の権限を行使することができる、例えば訴えを提起したり、種々の行為を行うことができるわけでございます。また、最終的には監査役の意見を監査役会の意見という形でまとめますが、それぞれの監査役は、監査役会の最終意見と異なる場合には、それぞれの意見を監査役会の意見書の中に併記することができ、こういうようなことになっているわけでございます。

したがって、あえて比喩的に申しますと、監査役の独任制の機関としての長所を維持しつつ、かつその長所を最大限有効に發揮することができるようなシステムとして監査役会というものを考えた、こういうふうな申してもいいのではないかと申すわけでございます。

○小森委員 とかく監査役が集まって何かこの政治の面では党議決定みたいなものをして、これは触れまいや、これは余りつかず取締役の立場を守ってやろうじゃないか、こうなるとかえって変なことになるわけで、その点が心配でありますので、先ほどのようなことを御質問申し上げたわけでありませう。

そこで、そのことと関連をして、この監査役の選任の方法ですね。選任された者に対しては、顔色をうかがうというか、御機嫌を損ねてはいかぬというようなことが、これは前近代的な人間関係でありまして、そういうことを思いますので、その選任方法の問題と、もう一つは、会社の中の情報というものがほとんど監査役の中に流れてくるようにならないと本当の監査ができないわけで、事務の情報というか、またその情報をキヤッチする、地方自治体なんかでは監査事務局というものを設けて、その自治体の規模に応じてしかるべきことをやってありますが、細部にわたったことをお尋ねするようではありますが、その辺のところはどういうことになるでしょうか。

○清水(逓)政府委員 まず最初の監査役の選任の問題でございますけれども、これは株主総会で監査役が選任されることになっております。したがって、株主の判断によって立派な監査役が選ばれるという法の建前になっているわけでございます。

ただ、現実の問題といたしましては、その株主総会の決議の対象となる議案というものを会社の方で行くつて、例えば何某氏を監査役という形で議案を会社がつくりましてこれを株主総会に提示するわけでございますが、その議案は取締役会で決定することになっております。ですから、現実的には取締役会で決定された者が株主総会の承認を得て監査役になるという形になっておりますので、監査役としてふさわしい人を選ぶことができるというふうにするために、現に監査役である者が取締役会に出席して、監査役の選任議案、候補者を決定する議案について意見を述べ、権限を認める、あるいは株主総会において、なおその取締役会の意見と異なる意見があるということであれば、監査役の選任等についての意見を述べることができるといふことにいたしているわけでございます。

もちろん、監査役も会社の機関でございますから、監査役が会社の執行部と常に対立関係を持つ

ということとは、会社全体のスムーズな経営という面からいって必ずしもそういう状態が常に好ましいというとは言えないわけでございますけれども、会社側あるいは取締役会側の間違ったそういったいろいろな提案については十分にチェックをすることができるといふシステムにはなっておるといふことであるわけでございます。

それから、もう一つの問題といたしまして、監査役は会社から必要な情報が必要なら都度入手できるようにしているかという問題がございます。先ほど申し上げましたように、監査役は取締役会に出席してそこで意見を述べることができ、取締役会が常時営業状況を報告する、最低三カ月に一回はというような法律にはなっておりますけれども、会社の営業状況を報告することになっております。そういう取締役会の会議を通じて必要な情報を入手することができるといふわけでございますが、そのほかにも、監査役はその職務を行うためにいつでも取締役及び支配人その他の使用人に対して営業の報告を求め、また会社の業務・財産の状況を調査することができるといふことになっております。

これは、かつては取締役に對してそういう営業の報告を求めるといふことになっていたわけでございますけれども、使用人に対して、つまり一般の社員に対してそういう営業報告を求めることができ、これは五十六年改正でございますけれども、こういうことにはいたしたわけでございます。

そういうようなことから、そういう社員に対する営業報告等の請求権限の行使を制度化すると申しますか円滑にするために、最近の大手企業におきましてはいわば監査役に直屬する機関として、先ほど監査事務局というような地方自治体のお話がございますけれども、相当数の社員を監査役の指揮下に置くというような形態がとられつつあるというようにも聞いています。

私どもといたしましては、そういう監査役の権限が非常に強く認められておりますので、その権限を行使しやすいような環境を積極的に会社の方でつくっていく。この営業の報告請求権の行使というように形で、いわばけんか腰でやるというのじゃなくて、常に営業の状態が監査役の方にも流れておるといふような形でやるのが、実際問題としてはこういう制度の前提として考えられているわけでございます。そういうものがそういう制度的な保証の裏づけになるものだという認識で実はこういう営業報告調査権というものを認めたいわけでございます。

そういうものがバックになって監査役のスタッフというものが現実にかなり強化をされつつある状況にあると承知しておりますが、今後ともそういうものについてはいろいろな関係機関を通じて実態を把握するように努めてまいりたいというふうな考えております。

○小森委員 それでは、この辺で、今度は社債の問題の方に質問を移したいと思います。

今回の改正によりまして、社債の発行限度額を撤廃する、そのかわりに社債管理会社というものを置く、こういうことでございます。質問が、どういいますか二つの項目について一度お尋ねするようですが、発行限度額の撤廃ということに基づいて、この社債を日本の会社ではどういう展望があつて会社の資金として使えるか、現在の状況はどうか、あるいは諸外国の状況はどうかという点とあわせて、社債管理会社というものがこの間からちよつと言われておりますが、利益相反という問題を持つのではないか、こういう懸念もありませんので、以上の点についてお考えを説明いただきたい、かように思います。

○清水(逓)政府委員 まず、我が国における社債による資金調達状況ということ、それから諸外国との比較においてどうかという点でございます。資金調達方法における社債利用度という点から見ますと、アメリカでは比較的社債の利用度が高

いというふう言われております。まず第一に社債で資金調達する、その次に新株発行というふうな株式による資金調達、三番目が金融機関等の借入金というふうなことが言われております。これは私ども、必ずしもそういう面での専門家ではございませんので、いろいろの資料からそういう推測をしているわけでございます。日本では、借入金が非常に大きくて、これが第一、その次が社債、最後は株式というふうなことが言われているわけでございます。

最近の状況、これは大蔵省等にお伺いした方が適当かと思っておりますけれども、最近特に株式市場が低迷をしておるといような状況が出てまいりましたために、新株発行による資金調達というのはかなり少なくなつてきておる、あるいは株式に結びついた転換社債の発行も少なくなつてきておる、さらには非常に冒險的な要素がある新株引受権付社債、いわゆるワラント債なんかも発行が非常に少なくなつてきておる、そのかわり普通社債というのが非常にふえてきておる。平成二年、三年、四年といような最近の一、二年の期間を見ますと、普通社債の発行比率が非常に大きくなつてきておると思つておるわけでございます。

本来、資金調達の方法としては、私ども、商法の立場から見ますと、新株の発行があるいは最も基本的な形態である普通社債という形によるのが企業のあるべき姿といふふうには思つておるわけでございますけれども、これはいろいろの意見があるかもしれない。そういう意味では、商法の予定している制度に現在戻つてつあるのかなといふような感じも率直に言つておるわけではございません。

そこで、そういうところが最近の状況でございますが、では、そういう社債の利用状況を踏まえて発行限度撤廃というものについてどう考えるのか、あるいはそれに対して各企業はどういうふうな対応をしていくのかといふ問題になるわけでございます。

この限度規制の撤廃につきましては、これまで

しばしば答弁申し上げておりますように、結局、現在の商法、これは、実は先進国ではイタリアぐらいで、諸外国にはこういう制度はございません。我が国の明治の初期の商法の制定者がややイタリヤの影響を受けたのではないかとはいふようなことが指摘されているわけでございますけれども、そういうようなものがある。しかも、発行の段階だけ押さえておいて、発行後の状況については何もフォローといふかチェックをするシステムができていないといふ問題。それから、社債という形では制限がされているけれども、例えば社債という形ではない企業の借入れについては全く制限がないわけでございます。幾らでも借りることができ、全く制限がない。この状況でございます。なぜかといふようなことは前々から問題とされておりました。

もちろん、これについては、個別の借入れについては金融機関等がみずから自分の債権を管理することができるといふこと、しかし社債については大衆といふ問題があるのだといふようなことがその支えの理由になつていたわけでございます。

しかしながら、この大衆を保護するといふ観点から言ふならばまた別な制度を、それにかわり得る制度といふものは、これは十分考えられるといふことが、特に最近のように資本市場が発達してまいりまして、大量の大衆がそういう市場を通じて社債を取得するといふ状況を考えますと、むしろそういう社債市場とか一般の市場におけるディスクロージャーあるいは格付制度といふようなものが、アメリカもそうなんですけれども、非常に重要な機能を持つてくるということ。

それからもう一つは、やはり社債権者といふものは非常に数が多いから、そういう人たちの立場に立つて専ら社債権者を保護するといふようなシステムをこの際しっかりと形づくることが必要である、こういうことから、この社債管理会社システムといふものを強制することに

よつて社債権者の保護を図ることができるというふうなことを考えたわけでございます。

そこで、こういうような限度額を撤廃した場合は、それぞれの会社がどういふような行動をとるだろうかといふことがその次の問題になるわけでございます。では発行限度額を撤廃すればそれぞれの企業がどんどん自由に、無制限に社債を発行することになるのかといふと、私どもは実はそれは考えてないわけでございます。現に、現行の社債発行枠の枠いっぱい使っている企業は何十社かございますけれども、その他の大多数の企業はまだ現行法の枠にもいっていないといふような実情でございます。今後、社債が大いに利用されるということになつていくのかもしれないけれども、そういう状況にあるわけでございます。

しかも、今回の社債発行の管理会社といふのは銀行、信託会社に限定しておりますので、強制的に社債管理会社になるということでありまして、しかも社債管理会社としての責任を非常に重く負わされておられますから、不良企業の社債発行といふようなことが問題になつた場合に、恐らく銀行、信託会社は社債管理会社を引き受けたいといふことに現実の問題としては当然のことになつていくと思つておるわけでございます。

そういうことを通じて、実質的には、今までも実はそうだったのでございますけれども、今までも社債を発行する場合には委託募集を受ける会社として銀行、信託会社といふものがあり、現実にはすべて、信託会社は事実上ございませぬから、銀行が委託募集機関になつていたわけでございますけれども、そういうことによつて恐らく不良な社債といふようなものがどんどん出てくるということにはまず考えられない。銀行のいろいろな厳しい業務規制という面からいいますと、その段階でかなり厳しく不良社債はチェックされるのではないかと。いわゆる自己責任の原則のもとで、アメリカみたいに非常に危険な社債をどんどん出すといふようなことになつていくことは、まず恐らく考えられないといふふうに私どもは見ているわけでございます。

この辺は今後の推移を見きわめなければなりません、少なくとも今回の社債発行限度撤廃によつて社債権者が不利益を受けるとか、従来にも増して不安定な地位になるということはない、むしろ積極的な形でその保護の強化が図られるといふふうには私どもは考えているわけでございます。

○小森委員 その点につきましては、いよいよきょうは最後の審議日でありまして採決に至るわけですが、各党、附帯決議の意見の調整に当たつて、債権者に不利がもたらされないように管理会社が各党間で意見の調整ができておりますので、今後の行政指導といふか、そういうものについてひとつ万全を期していただくようお願いをしておきたいと思つておる。

さて、社債の問題のところまで来ましたので、金丸さんのこの間の債券の問題のすぐ近くまで論理的には来ておるようには思つておる、この際にもちよつとお尋ねをしたいと思つておる。

無記名で債券を購入できるということについて、これは厳密に言えば大蔵省に尋ねるのが妥当かと思つておる、よく常識的によろしいですか、この無記名で債券を購入する無記名制度といふものですね。それからまた、貯金に無記名貯金といふものがあるのですね。そんなことといわば法律的な、つまり関係者にどういふ利益を与えようとしてそういう制度といふものがあるのか、よく常識的によろしいですか、お答えいただきたいと思つておる。

○清水(逓)政府委員 預金について無記名といふのは私ちよつと承知いたしておるんですが、社債とか債券につきましては、記名式のものといふ無記名式のものがございます。この基本的な法律上の違いといふのは、社債の流通といふことを考慮したものだといふふうには言つていいかと思つておる。

つまり、記名社債でございますと、これを売買、譲渡をするといふことになりました場合に、譲渡自体は売主と買主の意思表示だけでいいのでござ

わけでございます。

いますけれども、これを会社に対して対抗するた
めには、社債原簿に改めて取得者の氏名、住所を
記載し、かつその氏名を債券に記載しなければな
らない。実際、裏書みたいな形で新しい社債権者
の住所、氏名を記載するということになるのかと
思います。そうしませんと、会社その他の第三者
に対抗することができない、こういうことになり
ます。

これに對しまして、無記名社債の移転は、譲渡
の意思表示と債券の交付だけで足りる。つまり、
無記名のものでございますと、それを相手方に渡
せばそれによって権利は移転し、しかも記名社債
のように会社に備えた社債原簿の名義を変えるこ
とがあるいは債券上の名義書きかえということは必
要ではない、こういうことになるわけでございます。

そういうことからおわかりいただけますよう
に、記名社債ですと非常に手数料がかかる。会社に
社債原簿を置かなければならない。一々社債を会
社に持つていって、社債の名義人の変更手続をと
らなければならぬ、こういうようなことになる
わけでございます。非常に管理コストが膨大な
ものになる、こういうふうに言われております。
一般に、社債というのは多数の大家に対してこ
れを発行するというのを想定しておりますので、
そういうようなものについて記名式のものをも
とりますと、非常にそのための時間と会社側の管
理コスト、それがまたいろいろ費用にはね返つ
てくるというような問題も出てくるわけござい
ます。そこで、現実には多くの社債、金融債も一
種の社債でございますけれども、一般大衆によつ
て取得されるものについては無記名式のものほ
とんど全部である、こういうような状況になつて
いるわけでございます。

簡単に申しますと、流通性を確保する、管理コ
ストを低減してその費用をかけないようにする、
こういうことだろうと言つていいと思つてます。

○小森委員 余り深入った議論はできませんけれ
ども、流通経済がもたらす一つのそういう制度と

いうものが今回の政治資金の流れをカムフラ
ージュするというか、そこにうまく逃げ込んだとい
うことだと思つてます。

そうなりますと、これは制度そのもの、無記名
制度という問題に手をつけるだけでなくて、やは
りあれこれ、自由競争経済と言われる、最近市場
原理ということが非常に強く言われております
が、そこに大変不純なものが介在をする余地があ
る、私はそう思つておるのですけれども、そこま
ではきょうは議論に入れません。

そこで、結局はそういう制度をうまく使つて
社会的な不正義を行う者に対しては、検察とか警
察がしっかりとした態度をとらなければならぬ、
勢いこういうことに、極めて糊塗的ですけども
なつてくると思つてます。

そこで、お尋ねをしたいと思つておることは、きのう
でしたかおとといでしたか、山陽新聞に載つてお
る記事なんですが、これは岡山県の県会議員がや
はり金丸さんまがいのことをやつて、私もちよつ
と先ほどお尋ねしましたが、要するに家族の名義
とかあるいは架空名義によつて十億円の蓄財をし
ておつた。これは県会議員なんです。今日の我
が国の政治は、中央地方を問わず、申しわけない
ですけれども自民党の体質というものがそういう
ことになつておるのではないかと。これはたまた
ま、これがよいか悪いかわかりませんが、自動車
保管場所法違反で家宅捜索をしたという、ちよつ
と別件のごときがこそくなやり方をしておると
思つておるけれども、そういうこそくなやり方でも
しなければこれがまた摘発できぬという日本の今
日抱えている重大な問題があると思つてます。

もう時間が来たから質問をまとめて申し上げ
ておきますが、刑事局長、ひとつこれに限らず
捜査の厳正を期してもらえるか。それから、法務
大臣には、かかる我が国の中央地方を問わず政界
の腐敗と墮落というものがありますが、この問
ちよつとだけは議論をいたしましたので、きょう
全面的な議論はできないわけですけども、改め
て法務大臣としてもこの政界の腐敗、墮落に対し

て毅然たる態度で臨んでいただけるか、これは刑
事局長と法務大臣、双方にお尋ねしたいと思います。
○濱政府委員 まず、私からお答え申し上げます。

今委員が御指摘になられました所得税法違反事
件につきましては、これは岡山地検が本年四月二
十三日に告発を受理いたしました、現在捜査中と
聞いているわけでございます。この具体的事件
については、それ以上の詳細に立ち入つたお答え
は差し控えていただきたいと思います。お尋ねござ
います。

ただ、今委員が御指摘になられましたように、
政治家の不正蓄財に係る刑事事件について、これ
に限らずと申しますか、一般的にきちつと捜査を
やるか、こういうお尋ねでございますが、もとよ
り検察当局といたしましては、その職責の範囲内
で権限を適切に行使してきているものと承知して
いるわけでございますが、今後とも、この種の事
案につきましても、犯罪の嫌疑が認められる場合
には適正に対処するものというふうにご考えてい
るわけでございます。

○藤田田務大臣 刑事司法の厳正なる運用は、
これは言わずもがなの当然のことでございます。
与えられた職権の範囲内においてしっかりと法
務・検察の運営をやつてまいりたい、かように思
います。

ただ、政治家としての立場に立ちますと、それ
だけでは足りない、なぜこういうような腐敗現象
がびまんしておるのかといった根本にさかの
ぼつて、基本は、政治がもつとしっかりしなけれ
ばいけないということがおこると思つておるので、
やはり政治の抜本的な改革、そしてそれに対する
国民の信頼の回復、こういうことを目指してでき
る限りの努力をいたしたい、かように考えており
ます。

○小森委員 これで終わります。

○浜野委員長 木島日出夫君。

○木島委員 きょうは、社債の発行限度枠の撤廃

の問題についてお聞きをいたします。
民事局長は、諸外国でも社債発行の限度を設け
ている国はない、あるいは社債権者保護というけ
れども、発行のときだけであつてその後のところ
までは目配りしてないのだからということをおつ
しやられました。しかし、法務省は、これまでで
そういう立場に立つていなかったのじゃないで
しょうか。

一九九一年七月二十五日の「商事法務」の法務
省民事局参事官の大谷さんの論文にはこう書いて
あるのですよ。

商法による社債発行限度規制は、社債権者の
担保となるべき会社の現存資力以上の社債の発
行を抑制することにより社債権者の利益を保護
しようとするものである。この規制について
は、かねてから、社債以外の債務負担行為には
制限がないこと、社債発行時の規制にとどま
り、その後の会社の財務状況の変化に対応する
措置が講ぜられていないこと、比較法的にみ
ても社債の発行限度を一般的に定めている例は少
なく、特に先進主要諸国においては皆無である
こと等を理由に、合理性に乏しいとの立法論的
批判がある。しかし、この規制は、現に財務内
容の悪化している会社による社債の発行を禁止
することを通じてそれなりの社債権者保護の機
能を果たしており、およそ規制としての意味が
ないとするのは行き過ぎである。

要するに、財界や大蔵省筋がいろいろ理屈を述べ
て、こんな社債発行限度は取つておれよという圧力を
かけつけてきたのに対して、法務省は毅然とした
態度で、それは違うのだ、意味はあるのだという
ことで、社債発行限度枠に関する商法がつくられ
て以来一貫して守り抜いてきた社債権者保護のた
めの発行限度枠を守つてきたのじゃないか。今、清水民事局長が先ほど来の質問に答弁
していることをお聞きしますと、どうも今回の法
案提出に当たりまして、法務省は大蔵筋あるいは
日本の財界、大企業の軍門に下つたのじゃないか
と思わざるを得ないわけでありまして、法務省が

一昨年述べたこの基本的な立場はどうしてしまつたのでしょうか。

○清水(逓)政府委員 その基本的な立場は全く変わつてないのです。実はこの社債発行限度の撤廃論というのは昭和四十年代、五十年代からありました。そのときに、まさに諸外国にはないじゃないか、日本だけだ、入り口だけしか規制してなくてあとは何もないではないか、こういう議論、それから個別の借入れについては何も規制がない、全く明治時代の規制思想の残滓である、こういうような主張が四十年代、五十年代されました。

それに対して私どもは、いや、そうは言つてもまさに先生御指摘のように不良会社が社債を発行することを入り口でとめるという機能を果たしておる、そういう状況があるから直ちにこの発行限度撤廃というようなことを言うことはできません、それはそれなりに機能があります、ですけども、この問題について単純に明治の初期と同じように規制さえしていれば社債の關係はうまくいくかという、それはそうとは言えないということから、実はあれは昭和五十二年でしたか、社債発行限度暫定措置法という特別法をつくりまして、廃止まではいかなければ、とにかく発行限度を二倍まで特例的に認めましょう、その前にガス、電気事業会社については四倍まで認めましょうという特例的な措置を講じたわけでございます。

と同時に、では、社債発行限度の撤廃をするというならばどういふ条件を満たせば廃止することができなのか、こういう研究、検討に着手したわけでございます、単純に条文を削除すれば済むというふうな問題ではございませんよ、もつときちつとした整備が必要である、そのときに考えられた環境整備は、一つはそういう資本市場というか、そういうところにおけるディスクロージャーの問題と格付の問題、さらに今の社債法というものを入り口の段階で規制するだけではなくて、社債権者というものはもともと長期にわたるもので

ございますから、長期にわたつて社債権者を保護するようなシステムをきちつとした形で作る必要がある、それが可能ならば発行限度撤廃というのは可能であろう、こういうふうには実は五十年代に考えたわけでございます。

そういうことから民間団体、学者を中心にして社債法制研究会というふうなものが組織されて、相当真剣な研究がなされて、そういう報告もなされました。そういう報告を踏まえまして、昭和六十二年から法制審議会を正式に発足させまして、そこでこれまで延べ数十回にわたつて小委員会等を開催して今回の結論に到達したわけでございます。つまり、単純に先進国にはないからやめろというふうなことは済みません、きちつとしたそれなりの対応措置あるいは客観的な諸情勢というものは整備される必要がある、こういうことになりまして、今回諸般の状況を検討した結果、いわば今回の改正法案の内容であれば社債限度の方は全うし得る、発行限度は撤廃しても構わない、こういう結論に到達したということになるわけでございます。

○木島委員 長い間検討してきたことは私も認めます。しかし、一昨年の七月までそういう論理はだめなんだということを法務省の担当参事官が述べておるわけですよ。

この参事官、こう言つていますよ。いろいろ言つて、いざしるこの証券不祥事、損失補てん問題を挙げまして、「今回の不祥事の關係者の口から市場原理の成熟とか自己責任原則の確立とかいった言葉が吐かれるとき、自分の間それが空疎に響くことは、やむを得ないことであろう。」一昨年の七月の論文ですよ、これ。そんな理屈はだめだ、規制として意味があるんだということをしつかり言つていた法務省が急転直下、証券不祥事があつて、損失補てん問題があつて、企業の自己責任原則あるいは社債を買つた者の自己責任原則、株を買つた者の自己責任原則、そんなことを言つて限度枠を撤廃するのは空疎だと言つているじゃないですか。何で一昨年来でそういう立場に

あつたのを急転直下こんな法律が出てきたのか、今の説明では私は納得できない。

○清水(逓)政府委員 実はその大谷君は今回の社債法改正をずつと進めてきた参事官でございます。彼は撤廃論者であり、社債権者保護論者なんです。なぜそういうことで法務省が今まで長い時間をかけて研究してきたのか、これはこういう事由があるからということが彼の言いたいところであり、私どももそう思つておるわけなんです。

問題は、その社債管理会社というものに権利を与えると同時にどういう責任を与えるかというところが、またその段階では具体化していかないというふうな状況でございます。まだある程度内容が模索されてきたという時期でございます。たまたま証券不祥事、金融不祥事とその時期が、彼が書いた時点においてそういう事件が起こつたわけでございます。私どもとしてはそういう事態も踏まえて、債権管理会社の責任というものはきちつとした形で法律に書きなすかならない。それは銀行にとつては非常に難しい話であるかもしれないけれども、きちんとその責任は書きなすかならないし、損害賠償責任というものは法定しますよということ、そういういろいろな背景というものを踏まえて最終的な取りまとめをしてきたわけでございます。当時の担当、この社債法の全面改正に向けて彼はみずから責任者としてやつてきたわけでございますから、証券界、銀行界に対しては厳しい注文を出したという気持ちがあつたことは私も当時既に局長でしたからよくわかるわけでございます。決してその論文は今回の社債法改正法案を彼が否定的に理解しているということじゃない、むしろ彼としてはそういう方向に持っていきたいという意図のもとにそういう論説を発表したというふうには私は理解しておるわけでございます。

○木島委員 財界や大企業や大蔵省筋の物すごい圧力に何とか抗して、社債権者を守つていかなきゃならぬという気持ちのあらわれている論文だと私は思うのですよ。しかし、残念ながら今回

押し切られてしまったというのが本質じゃないでしょうか。

社債の法律的な面については商法その他に書かれておりますからわかるのですが、その経済的な意味について、大蔵省をお呼びしておりますので、若干基礎知識として教えていただきたいと思います。

平成元年から平成二年にかけてバブルの崩壊の時期であります。社債発行の内容が大きく転換しておる。それまで圧倒的に多かつた転換社債あるいは新株引受権付社債が急速に落ち込んで、そのかわりにいわゆる普通社債が急速に伸びてきておるといふ状況であります。これは一言で言つてなぜか。その経済的意味、発行企業にとつて何をもたらすのか、手短かに教えていただきたいと思います。

〔委員長退席、田辺(広)委員長代理着席〕
○東(明)委員 先生御指摘のように、平成元年と二年の間で企業の資金調達状況、さまざまの感があるわけでございます。まず昭和六十二年から平成元年までの間におきましていわゆるエクイティー関連債の大量発行が行われたわけでございます。このよう大量発行の背景をいたしましては、まず当時の金融緩和と基調あるいは堅調な株式市場等のもとで低水準の発行コストが得られた、そういう状況の中で、当時の持続的な景気拡大基調を背景といたしまして、設備投資等のそれぞれの発行企業ごとの資金使途に充当すべく、その財源を賄うべくこのような発行が行われたものと理解しております。

他方で、平成二年以降の状況でございますが、これにつきましては、株式市場が低迷するもといわゆるエクイティーファイナンスが困難になつた。そういう状況のもと、普通社債がこのような株債の状況に左右されない安定的な資金調達手段として活用されてきています。さらに、金融情勢につきましても金利の低下傾向が見られたとか、あるいは普通社債そのものにつきましても年限の多様化等が進んでまいつたとか、そういったもろもろ

の点を背景といたしまして最近におきましては普通社債の発行が盛り上がつてきている、こういうふうな理解しております。

このような市場の状況の経済的影響でございますが、基本的に私どもといたしましては、普通社債を中心といたしまして我が国の社債市場が充実していく、自由で開かれた社債市場が進展していくという点につきましては、企業の資金調達及び投資家の資金運用、この両面におきまして効率的な手段が提供される、まさに金融市場、株式市場と並び立つような効率的な市場が提供される、そういった意味で国民経済的な資金循環上も望ましいのではないかと、このように考えております。

○木島委員 簡単に言いますと、株は値下がりしておりますけれども、一般投資家、国民も買おうとしない、それは資金調達できぬから、やむなく日本の大手企業が社債発行して社債をどんどん買つてもらおう、そちらに資金調達の道を求めた結果がこういう数字になっているんじゃないのかと思わざるを得ませんね。

ではもう一つ、資料等によりまして、昭和五十年の数字と平成三年の数字を見ますと、企業の資金調達状況に大きなさま変わりがある。それまでは、資料によると、昭和五十年で八四・三%を借入金その他に頼つていた。社債はわずか九・三%であった。平成三年は社債が二七・九%に膨らんで、銀行からの借入金その他が六九・一%に小さくなってきている。銀行からの借入れが急速に減つて社債が急速にふえているこの経済的な意味。なぜか。企業にとつて経済的のどういふ効果をもたらすのか。銀行にとつてはどのような意味をこれらたらすのか。大蔵省に手短かに教えていただきたいと思ひます。

○東説明員 先生御指摘のように、社債と借入金等との間で大きなシフトが最近見られるわけでございませぬ。このような動きの背景といたしましては、まず第一に、いわゆる金融・資本市場の自由化あるいは国際化の進展に伴ひまして、資金調達を求むる発行企業及び投資家のそれぞれにおきま

して、それぞれの資金調達あるいは資金運用のニーズに即した形で、より低コストでの資金調達あるいはより効率的な資金運用といったものを求める、そういった意味でのいわゆるセキユリティゼーション、簡単に申しますと間接金融から直接金融への動き、転換、そういったセキユリティゼーションというようなトレンドが一般的に見られる、それがまず背景の第一として考えられます。

さらに、先ほども申し上げましたように、特に最近におきましては、なかならず普通社債が株価等に左右されない安定的な資金調達として活用されるという状況が高まつてきている、こういった背景が指摘されるのではないかと、このように考えております。

次に、このようなセキユリティゼーション等の進展が持つ経済的な意味合いでございますが、一般論として申し上げますと、自由で開かれた効率的な国内の社債市場が進展していく、そういった点につきましては、先ほども申し上げましたように、企業の資金調達それから投資家の資金運用、この両面におきましてより合理的、効率的な選択肢が金融市場及び株式市場に加つてもう一つできるといふことでございまして、国民経済的に望ましいと考えております。

さらに、金融機関を中心といたしまして金融市場それから株式市場等、このような社債市場との間で、それぞれ投資家あるいは資金調達を求むる企業がそれぞれのニーズに応じてそれぞれの市場を使い分ける、逆に申し上げますと、それぞれの市場がそれぞれの機能を競ひ合う形でそれぞれ三つの市場がともに効率化が進展していく、こういった効果も期待されるのではないかと考えております。

さらに、我が国の貯蓄超過状況あるいは資金調達主体としてのステータスを考えてまいりますと、東京の社債市場が充実発展していくことは、国際的に考えてみましても資金循環上意味合いがある、望ましい、そういうふうな考えております。

○木島委員 端的に、社債発行企業にとつて銀行から金を借りるよりも社債発行して社債を買つてもらつた方が低コストだといふ具体的な中身、どういふ点とどういふ点があるから低コストなんだ、低コストの具体的な中身について簡単に答えたい。

○東説明員 金融機関のことにつきまして、必ずしも担当部局の立場といたしましてはつまびらかではございませぬ。一般論として申し上げますと、いわゆる間接金融から直接金融への転換という場合に指摘されております点といたしまして、間接金融の場合には、金融機関みずからの信用機構としての組織機構を維持する上でのコストが、直接的に投資家と資金調達主体とを結びつける場合と比較いたしますと、そのようなコストがどうしても追加される、逆に申し上げますと、間接金融の場合にはそのように信用力がある仲介機関が存在して、コストがかかりながらもその信用力を發揮していく、そういう観点でいへば、より信用秩序の観点から申し上げますと、より信用力がある。直接金融の場合は直接的な対応関係であるという点には指摘されようかと思ひます。

○木島委員 日本経済の姿、企業から見て資金調達の三本柱、銀行からの借入れ、株式、自己資本の発行、そしてもう一つ社債、その中で急速にこの社債がふえているという状況で、これからもそういう方向だといふお話であります。

もう一つ、大蔵省にお聞きしたいのですが、社債がふえてくる、そうすると社債権者を保護するという法的要請がむしろ非常に高まる、そうして今回法務省は発行限度枠を撤廃してしまう、ますます社債権者をどうやって守るかが重要になってくると思うのです。社債発行については商法だけではなくて証券取引法に基づく大蔵省からの関与もあるわけでありまして、社債発行基準だと思つておりますが、適債基準、適債基準が緩和されてきていとお伺ひしております。

この緩和の一つの例として、無担保のいわゆる普通社債についてA格相当以上が発行基準だった

のが、今度はトリプルBといふのですかBBB格、要するに格が低い企業も発行できるというふうな大蔵省は証券取引法の運用を大きく変えて大変な規制緩和の方向に歩み出そうとしておられるわけですが、この具体的な中身についてわかりやすく簡潔に教えていただきたい、そしてこれから先、どういふ方向を目指そうとしているのかもあわせてお聞きしたい。

○東説明員 先生御指摘のように、社債の適債基準につきましては、本年四月一日以降、従来の適債基準を緩和したわけでございます。

その緩和の具体的な内容でございますが、まず無担保社債につきまして、従来適債基準がA格相当以上であったものをBBB格相当以上まで緩和したわけでございます。この場合のBBB相当格、こういう格付の意義でございますが、これは一般的に申しまして、通常の投資家が一般的な投資対象とすること、そういう場合を念頭に置いた場合に適格性があるような社債である、そういう投資適格性を有する社債の通常の基準といたしまして、それがBBB以上である……(木島委員)具体的に言つてくださいますか、具体的に申し上げますと、その格付と申します場合に、一つのケースといたしまして一番上の格付がAAAでございます。Aが三つございませぬ。(木島委員)「中身です」と呼ぶ、この格付のそれぞれのランクにつきましては相対的なものでございまして、相対的に定性的なランクをそれぞれに位置づけています。定性的に申し上げますと、BBB以上は投資適格性がある、その中でAAAは最上の格付であるといふわけでございます。

具体的な現在の格付の状況を申し上げますと、日本の格付を取得している発行体といたしまして、ざつと七百五十社ばかりあります。そのうちAAAを取得しておる社数が六・四%、AAが一八%、Aが三八・七%、BBBが三二・三%、このような状況でございます。これでその状況を御推測いただきたいわけでございます。

○木島委員 だから、格付をAとするか、BBに

するか、B B Bにするか、その中身です。要するに財務内容が非常によくついでいからAなのか、財務内容が悪いからB B Bなのか、その中身のメルクマールを羅列していただければいいのですよ。

○東説明員 格付は基本的に社債の場合、将来にわたって元利償還の確実性をあらわすような都合の基準といたしまして設けられているものでございまして、先ほど申し上げましたように、B B B以上であればそういう元利償還の確実性という尺度に照らして一般的な投資対象として適格性がある、そういう中でそれぞれの発行体の、発行企業の現時点での財務内容、あるいは現時点での資産のボリュームあるいは収益力、さらには将来にわたって償還期限に至るまでの間における収益の状況の見通し、そういった諸点を踏まえまして、あとは相対評価でございまして、A A A、A A、A、B B B、こういう四つの粗々のカテゴリの中で相対的な評価づけをしている、そういうものだと思っております。

次に、将来のあり方でございますが、私どももいたしましては、我が国の社債市場の基本的なありべき姿といたしまして、ディスクロージャー制度や格付制度の整備拡充を前提といたしまして、マーケットメカニズムが基本として働くような自由で開かれた市場、そういった市場のルールに基づいて適正な運営が確保されていく、そういったあり方が基本的に望ましいと考えております。

他方で、我が国の社債市場の場合、かつて我が国の市場が未成熟であったような時点で持ち込まれましたいわゆる諸債行のたぐいがあるわけでございます。いま、この諸債行のたぐいにつきましては、現時点ではもはや過度の制約になつていて、こういった指摘がかねてから行われてきたわけでございます。したがって、先ほど申し上げましたような我が国の市場のあるべき姿を実現すべく、このような諸債行につきましても、その時々々の市場の状況等を踏まえながら着実に緩和を進めてまいりたい、そのように考えております。

したがって、先般申し上げましたような四月一日以降の今回の見直しに引き継ぎまして、さらに二年後には基本的な見直しを行いたい、このように考えております。

○木島委員 余り明確に御答弁されませんけれども、将来の方向としては完全自由化する、格付その他による適債基準を、緩和でなくて、もう完全自由化という方向が打ち出されているわけですね。要するに、社債に対する元利償還の確実性がなくても社債はどんどん発行することを認めていく、こうじゃないかという方向だと思つて、そういうこと、なおさらのこと、社債権者の保護をどう図るかというのは非常に大事な、決定的に大事なかぎになるんじゃないかと思つておられます。

そういう目で今回の商法の改正法案を見ますと、社債管理会社の創設ですね。しかし、これを読んでよくわからないのは、社債管理会社は善管注意義務を持つ、公平誠実義務を持つという抽象的な言葉であります。具体的には、この善管注意義務、公平誠実義務、どのようなことを想定しているのでしょうか。法改正は、社債の管理とはいかなることを意味するのでしょうか。旧法でいくと社債の償還という言葉ですが、新法でいくと、弁済を受け、または債権の実現を保全するに必要と裁判上、裁判外の行為をなす権限、そういう言葉になつてくるので、今までは社債の償還と言つていたのが、今度は弁済を受け、または債権の実現を保全するに必要と行為、債権の実現を保全するに必要と行為、どこまでやらなければならぬのか、どこまでやれるのか、具体的に御答弁いただきたいと思つておられます。

○清水(逓)政府委員 今回の改正によりまして社債管理会社の設置を義務づける。この管理会社になるのは銀行でございます。事実上、銀行だけということになるかと思つておられます。ですから、銀行としてはそういう危険な社債の管理会社になるというところは、恐らく銀行は拒む、結果において社債を発行することができないという状況が出てくるというところは十分考えられます。そういうことを前提とした上で、銀行が発行会社の実態という

ものを見きわめて、社債権者のために自分たちが十分に働けるかどうかということ判断して管理会社を引き受けるということになるわけでございます。そういう前提での管理会社の強制というのが非常に意味を持つていて、そういうふうにも私どもは考えておられます。

そこで、具体的な細かい御質問でございますが、「社債ノ償還」という言葉と「弁済ヲ受ケ」という言葉に、社債の償還の弁済を受けという言葉に改められたのは、「社債ノ償還」という言葉だけだと社債の利子の支払いの弁済を受けるというところが入らないのではないかと疑義があるという一部の方面から出ましたもので、そこは当然元本のほかに利子の弁済も受け得る権限があるんだということと、そういうような表現をとつたということでございます。

善良な管理者としての注意義務というのが、当然今度の新しい法律で設けられたわけでございますけれども、具体的に、例えば債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限があるということにしたわけでございます。債権の実現を保全するための裁判上の行為とは、結局、適時適切に社債権を被保全権利として仮差押及び仮処分をするというようなことになるといふふうに私どもは理解しているわけでございます。したがって、適時適切なことになったと、善い債権保全行為を怠るということになりませんと、善良な管理者としての注意義務を果たさなかつたということにもなつて、損害賠償責任にもつながつてくる、こういうようなことが例えば考えられるわけでございます。

そのほか、この法律で社債管理会社についていろいろな社債権者を保護するための義務規定を設けておりますが、それらの義務を誠実に履行する、こういうことが要請されておる。具体的な、いついかなる時点においてどういう状況のもとにどういふ行為をすべきかということにつきましても、これは個々のケースによつて判断すべき事柄というふうに思つておられます。

○木島委員 社債管理会社の責務は、社債を発行するときに危ない社債を発行させないというのは当然あります。発行させた後は、その社債を利子も含めて完全に償還させるために目配りをするということですね、簡単に言う。今、民事局長から適時適切なときに仮差押などの手を打つとおっしゃられました。しかし、仮差押なんかを打つときはもう最後なんですよ。そんなときにはもう会社は倒産する直前なんですよ。そんなんじゃだめなんですよ。通常からこの会社が何億、何百億という社債を発行した、利子をきちつと払えるように、そして償還ができるようにというのは、目配りをするには大変なことです。

これは、何をやらなきゃいかぬかという、仮に不採算部門が見つかったら、この不採算部門を全部切れというふうなこともやらなきゃいかぬかもしらぬ。あるいは合理化を怠つた場合には、どんどん合理化して労働者の首を切らなきゃだめだ。高齢者をこんな雇つていたんじゃないか、上がらないから利息の償還ができないじゃないかと、言つて、高齢者をもつと解雇しろ。下請については甘過ぎる、もつと下請に厳しくやれ。あるいは国内ではもうだめだ、海外へ出ていきなさい。そうでなければ会社経営が守れないから、社債権者の元利償還ができない。そういうこともしつかり、私はやつてはいかぬと思つただけけれども、やらなと逆に社債権者の利益を全うできないのですよ。

現実には銀行は最大の貸し主でしょう。メインバンクが大体この社債の管理会社になるわけですから、銀行はそれをやっているんですよ。今、御存じのように、大変な不況ですね。下請とは言いません、銀行から大きな金を借りている企業は、銀行からの指図によつて合理化や人員整理や下請に対する圧力とか、場合によつては銀行からの介入によつて取締役まで交代させられているのですよ。そういうことを管理会社は社債権者の利益を守るためにやることになるんですよ。あるいはそういうことまで目配りをしないと善管注意義務

務、公平誠実義務に反することにならざるを得ないんじゃないでしょうか。単なる仮差押だけの問題じゃないと思うのですが、いかがでしょうか。

○清水(港)政府委員 恐らく社債管理会社となる銀行は、従来から社債発行会社という異なる取引関係があつて、その会社の業務内容というものは熟知していて、その上で社債をこういう形で今回発行したい、こういう社債の発行自体についてもいろいろ協議を受けるというようなこともそれはあるのかもしれない。そういう状況のもとで、この会社が発行する社債であれば自分の銀行がきちんとして、管理会社になつても社債権者に迷惑をかけて銀行の名を汚すとか銀行の信用を損なうというようなことはない、こういう判断でされるんだらうと思うわけでございます。そういう意味では、いかげんな社債の発行というものを事実上チェックする機能としての社債管理会社の設置強制というのは非常に意味があると私もは実は考えているわけでございます。

その際、今度は逆にそういう言葉を非常に強調して、何でもかんでも社債管理会社だ、従業員の利益はどうなつてもいい、ほかの債権者はどうでもいいということ、これはそういうことが現実起こるのかどうかかわりませぬけれども、もしそういうような事態が起これば、これはむしろ会社更生とか別途の法制が別途働いてくるんだらうと思うのであります。その辺は、果たして社債権者だけであつて一切合財ということになるのかどうか、私はちよつとそういう場合が果たしてあるのかどうかかわりませぬけれども、その辺はやはり善良なる管理者の注意義務ということで考えていくということになるのではないかとこのように思うわけでございます。

○木島委員 どうも法務省は現実を全然知らぬと思つたんですね。銀行がそんな倒産直前まで手をこまねているはずがないのですよ。社債管理会社ではない、今の現実に金を貸している銀行がどういふ態度をとつておられるのか。ちよつとでも会社の利益率が落ちただけで、すさまじい介入、

支配をしてくるのですよ。株価に影響する、あるいは配当性が落ちる、これじゃだめだ、この不採算部門を切れ、そしてそういう経営能力のない取締役はみんな去れ。そういうことですさまじい、メーンバンクは、これは担保権者であり、最大の貸金業者として、言葉は悪いけれども、金を貸した地位にある者として支配してくるのですよ。

それで、大体ぶつかつていっているのは、解雇事件なんかは、その労働者は、その銀行とけんかするわけです。銀行何をいうか、背後資本何言うかということ、今裁判まで行われているのですよ。しかし、今度は単なる金を貸した立場でなくて、自分の利益のためじゃないんだ、多くの社債権者のために物を申すんだということに入ってくるわけでしょう。何百億という社債権者の利益を守るために、あなたたち労働者の働きが悪いから首を切らんだということ介入していくわけでしょう。それを私は防がなきゃいかぬと思つたのです。それを防ぐ歯止めが全くない。むしろ逆に、この法律は善管注意義務、善良なる管理者の注意義務と称して、あるいは公平誠実義務と称して、そういう犠牲を会社の労働者や下請やいろいろなところにしわ寄せするにしきの御旗を与えるものではないかと思わざるを得ません。

最後に、利益相反というのは避けられない問題です。メーンバンクが社債管理会社に通常なるであろうと今民事局長答弁をされました。メーンバンクはその社債発行会社に対する最大の担保をとつた債権者であります。この地位と多くの社債権者の利益を守る管理会社の地位とは一見明白に利益相反するわけであります。

この法律案を提起するための法制審の審議の中でその問題が論じられたようですね。この利益相反行為は避けられないから、少なくともメーンバンクは社債管理会社から外すべきではないかという議論もなされたようでありまして、社債法小委員会では採用されなかつたと、先ほど私が指摘した大谷参事官の小論には書かれておられるわけであり

ます。

本法にも、利益相反したときには申し立てによつて裁判所が特別代理人を選ぶという規定があります。しかし、こんなものが発動されるのは最後の最後であります。通常、利益相反があるわけでありまして、これは同じような問題を私は何度も経験いたしました。例えば金融機関が会社に金を貸す、しかし会社が倒産しそうな状態になって自分の貸した金が回収できなくなりそうな状況を察知すると金融機関は何をやると思ひます。その債務者あるいは債権者の会社に対して保証人を見つけさせてきて新しい借りをかえさせるのですよ。転がすのですよ。借りがかえをさせて、金融機関は自分の焦げつきになりそうな貸し金を回収して、そして保証人に犠牲を転嫁していくという事はもう日常茶飯事にやられるわけでありまして。私は弁護士として何度もそういう苦い経験をいたしました。

今回も、金融機関はみずからの莫大な貸し金をいち早く回収するために社債をどんどん発行させて、そしてその金を自分の債権の返済に充てて、そして実際危なくなつた場合の犠牲は全部多くの何も状況を知らない社債権者に押しかぶせておいて、ということをやはり想定しなくてはいかぬわけでありまして。

本法によりますと、銀行が弁済を受けてから三カ月以内に社債の利息の支払いなんかを怠る状況が生じたときには責任を持たされる、三カ月以内にそういうことをやると銀行は責任をとらされるという法律になつております。しかし、三カ月なんてそんな間の抜けたようなことを日本の銀行はやりませぬよ。一年、二年も前から会社の状況がわかるわけですから、いち早く自分の債権を保全するために手を打つわけですね。その保全のために社債を発行させるということだつてあり得るわけでありまして、この利益相反の問題は非常に大問題だと思つたのですが、法務省はどうなんですか。

○清水(港)政府委員 銀行がそういうようなこと

をするのかどうかというのは、私もちよつと仮定の問題みたいな感じもするわけでございますけれども、実は今までも、現実に社債を発行する場合には募集委託を受ける機関として銀行が、この改正案のように明確にその権限とか責任というのは定められておられませんけれども、要するに社債権者のためにそういうた管理行為をしていただくわけでございます。

そういう状況の中で今まで銀行が社債の発行とか管理というものを通じていろいろな不当なことは妥当でない行為をしたかというふうなことについては、私も必ずしもそういうふうには考えておりません。また、今回、銀行が管理会社に改正法のもとでなつた場合に、直ちにそれによつて企業の従業員なりなんの利益を徹底的に害することになるということはいささか論理の飛躍があるのではないかと申すわけでございます。

銀行は、もちろん企業に対して自己の立場から貸し付けをしていくわけでございます。その貸付金の背後には大衆というものが控えた預金があるわけでございまして、いわばそれを銀行が中間的な機関として企業に融資しているわけでございまして、銀行は銀行としてみずからの債権を保全するということと同時に預金者に対する責任でもある、こういうことになつておるわけでございまして、そういう意味合いの中でいけば債権の弁済をめぐつて銀行固有の債権、社債権の弁済あるいは従業員の債権、そういうものが非常に厳しい対立状況になつていくということは、私もいろいろな会社更生事件等の経験からわからないわけではございませんけれども、だからといって今回の改正法による社債管理会社が銀行であるのはふさわしくないか、あるいはメーンバンクだつたらいかぬ、こういうことには到底ならないというふうには実は私は考えているわけでございます。

○木島委員 終わりますが、最近の金融不祥事の際の銀行がとつた態度、バブル経済が崩壊して今銀行がとつている態度を見ますと、そんな甘い目で日本の金融機関を見るわけには到底いかない

○濱野委員長 塚本三郎君。

○塚本委員 商法改正に当たりまして、私は、約二十年ほど前でしたか、資本金十億円を五億円に下げて広く監査制度を徹底せしめるべきだという改正案のときタッチさせていただきました。当時局長でありました香川さんでしたか、中に入れたいただきました。それは結構だ、しかし監査法人で監査をしてる企業に対しては税務の申告はやめなさいという案を出しまして、折り合っていたら今日商法の改正ができておると記憶しております。

なぜならば、監査はいわば検事のような立場です。それで、税務申告は弁護士のような立場に立つ。同一の監査法人で両またかけることはよろしくないという立場に立つて分離をさせていたのだい、そのかわり五億円までの監査は認める、この案が成り立つたと記憶しております。

そして、今回はさらに株主保護の立場から監査制度を強化すること、私は賛成でございます。したがって、もはやこの壇上に立つ必要はないとは思いますが、せつかく高名な後藤田大臣ですから、観点を交えて、本場に株主保護という立場から問題を提起してみたいと思っております。

というのは、日本の会社は株主に対して余りにも配当が少な過ぎる。平均株価が一萬五千元を割つてもその配当の平均は〇・九六％ということ、もはや配当を当てるにできない状態の株主、これが実は日本の企業のいびつの根本になっておる。銀行からの借入れに対する利息は損金として認められる。配当金の場合、利益処分分が企業で税金を払った残りを配当に回す、株主はいたいた配当金からまた二〇％の税金を取られる。大蔵省、これは二重取りじゃありませんか。だから、ほとんど株主が銀行になって、配当金を当てにせず高い利息を取るために実は貸付金に重点を移しておる。このいびつな日本の会社制度というものは、税制を改めない限りは、株式は投機であつて投資ではなくなつてしまつておる。だから、今は

常識でないこと、世界各国の体制も日本と同じ状態ですから、しかしこのいびつさを直して、もう私は金融の時代から証券の時代に移るべきときだと思つております。

少なくとも、私たちが優良企業の株主として株を買ひ、配当金が孫子の教育費に当たる、そしていいものならば無償でもつて子が孫を生む、この将来性が株式会社の見聞ではなからうか。それを不可能にしておるのは、配当金を損金と認めない、だから損金として認められる借入金になつてしまつておる。この点は、まず大臣から、今の状態の理屈はわかつております。しかし、将来の会社経営の基本に返つてみて再検討する必要があるのではないかと提起しますが、いかがでしょうか。

○後藤田國務大臣 専門家の先生から素人の私に御質問で大変恐縮ですが、これは前から言われてゐることなんです。要するに、税制上、法人擬制に立つてゐるのがあるいは実在説でやるのか、こういふことで、我が国の税制の場合にはたしか実在説になつてゐますから、やはり会社が配当するとなれば、それは会社は法人として実在しているんだから、もうけた分は税金を納めなさい。株主側は、自分が投資した投資金に対する利益配当だから、それは当然個人がまた払いなさいといふたような理屈は、御承知のとおりこれはいづこの国にもある理屈でしょう。したがつて、それについてどうこうするといふのは、これは大変な税制上の課題でございます。今私がおこでお答えするのは差し控えていただきたいと思います。

ただ、御意見の中に、いかにも株式の配当が〇・何％なんて冗談じゃないよ、そんな株主の立場を無視したようなやり方というのをおかしいといふのは、おっしゃるとおりなんです。ところが、株主の方もそこは考えていますから、投資家という立場よりは投機のお考え方で今株式投資をしてゐる。果たしてそれが健全な姿であるかどうかといふ点については、先生と同じように私は疑問に思ひます。また、政府の経済政策の中を見まし

ても、配当性向についてこのままではいかぬ、やはり配当性向を高めるように将来とも政府としては指導を強めていこうではないかというたしか決定もあるわけでございます。

私がお答えできるのはそれまででございます。税制の擬制説に立つのか実在説に立つのかは、これはきょうは大蔵省、専門家かどうかかわからないです、どの係かわかりませんから。もし専門家に来ておればひとつお答えをさせたい、こう思ひます。

○田波政府委員 いわゆる配当金に係る二重課税の点についての御指摘でございます。大体の考え方は今法務大臣からお答えがあつたことに尽きてゐるといふふうに考えておりますけれども、若干事務的に補足をさせていただきますと思ひます。

この二重課税の問題をどう負担調整するかといふことは、いわば基本的な所得税、法人税の間に係る問題でございますが、我が国の場合は、個人段階において配当税額控除制度というのが委員より御存じのとおりございます。すなわち、課税総所得金額が一千万円以下の場合は配当所得の一〇％を税額控除する、それから一千万円超の場合は五％を税額控除するといふ形になつておるところでございます。

そこで、これをどういふふうにかつていふこととございますけれども、外国の例を見ますと、これもよく御存じだと思いますけれども、アメリカやスイスなどでは全くこの間の調整をやつておりません。片一方で、主としてヨーロッパの国で御存じのインビデューション方式という形で調整が行われてゐるわけでございますが、我が国の現在とつております税額控除方式といふのは、一つ税務執行上非常に簡便であるといふメリットを持つてゐるといふふうには思つておりますし、それから我が国の場合はずっとこの制度で調整をしてきておるので、今これを改正するといふことは考えていないとござります。

だ発言のできないことも承知しております。さればといつて、林大蔵大臣をお招きしようと思ひましたけれども、かえつて御迷惑だと思ひましたので避けさせていただきました。

そこで、実は大臣、こういうことをやつておりますとどういふことが起きてきておるかといひますと、企業はもういわゆる株主をふやさないのです。銀行だけにかつと持たせるのです。銀行は実は配当金を当てにしないのです。筆頭株主としてどかんと貸し付けをして、金利稼ぎのために実は株を保有する。しかも、どんといふのです。支配権を持ち得る程度にしか銀行は持たないのです。そうすると、企業はこれから、本来でいくならば増資をして、そしていわゆる資本金で設備をしておけば、不況になつたときに、回転資金、運転資金だけを借入れれば、生産を縮小して、そして時がたてば必ず景気は早く回復する。

ところが、今のような状態ですから、銀行は設備資金までどんと貸し付けてしまつておる。資本主義に、銀行から設備の大半を借り入れておるといふことになれば、不況になつても御承知のとおり決められた返済と利息は払わなければなりません。払うことができなければ、銀行から社長が乗り込んできて、オーナーは全部追つ払われてしまふ、こういう仕組みになつておるのです。

だから、日本の上場企業のすべてが筆頭株主は銀行なんです。もつと言いますと、その銀行といふ株式会社の筆頭株主は全部生保なんです。諸外国の例を私は調べておりませんが、銀行や生保が金を持つてゐるはずありません。大衆が生保に掛金とし、あるいはまた銀行に預金したものが生保と銀行を通じて企業に実は資本金として流れていってゐる。

しかも、経営者は、経営の立場を維持するためには、不況になれば、運転資金だけならばもはや生産を縮小しておけばいいのです。配当はゼロにすればいいのです。ところが、それでは必ず経営者は追つ払われて、銀行から天下りされてしまふ。現に日本じゅうの大企業の相当部分は、金融

機関から乗り込んできた役員が占めておることも御承知のとおりです。

だから、それを避けるためには、不景気になれぬほど返済金と利息を払うために大量生産にのめり込んで、日本の企業は山が高くなるだけ、つ実は不況の谷底が深くなる、そしてそのしわ寄せが中小企業に及んでおるといのがいびつな日本の経営の実態であることを軽視してはなりません。私は、大蔵省の参事官や局長さんがこれ以上の答弁をせよといつても——我ら政治家の任務じゃありませんか。私は、そういう意味で問題提起をしておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○後藤田国務大臣 これまた大変な御質問でございますが、企業の経営者が自己資本でやっているのか、それとも借入金で経営するのか、要するに株式によるのか、銀行の借入れによるのか、債券を発行するのか、こういったことでしょうか。これはやはり私は、日本の経済全体の中で置かれておる企業の立場、お考えというのは企業経営者の経営判断の問題で、いづれがどうとは言いがたいとは思いますが、一般的に言え、日本の企業は借入資本に少し依存し過ぎておる。やはり自己資本をもう少し充実させないと、今おっしゃるようなまさに金融の支配になってしまふ。そうすると、不況の際の対応力も弱いといったようないろいろないびつな面が出てくるおそれは多分にある。こういう点については、日本の経済構造全体の中でお互いに検討しなければならぬ大きな課題であろう。

しかし、それをどうしろ、どの程度の自己資本の割合がいいのかといったような点は、私は素人でございまして、専門家がおられますから、これまた大蔵省から答えさせていただきます、こう思います。

○塚本委員 委員長、もう大蔵省はいいです。お役人だから踏み込んだ発言は立場上でできないことは承知しておりますから。そこで、大臣、私がどうしてこれを言うかとい

いますと、私がかつて昭和三十三年、一年生代議士のときに、まだだれにも協力してあげる必要のない立場でしたから、関心を持って株を一つずつ買ったのです。新日鉄が五十円の額面で四十五円、たしか五十円の額面で六円の配当、今と同じだと思えます。それから、日立が七十円、これもたしか今と同じ十一円の配当だと思えました。これは私は高くして売ったのですけれども、あの当時は勉強のために少しづつ買っておいたのです。そうすると、銀行に預金するよりも、一〇%、一二%ぐらゐの配当があった。今でも忘れることのできないのは、味の素を売って、もうゼロだと思つておつたら時々来るので、見たら無償増資なんです。無償増資が子から孫を生んで何百万というものになっておることに気がついたので、私は、もう何十年前かに売つてしまつて、ないと思つていたので、投資というのはこれではないかと私は思つておる。

今や、御承知のとおり、それが投機に化けてしまつておるといふことが一番大きな問題だと私は思つておる。しかも、同じ投資の立場で国民は株を買うのではなくして——買つてみて配当金が当てにならないのです。私は、一万五千円まで下がつたときに、塚本先生は経済に詳しいから、株は今買ひどきでしょうか売ひどきでしょうかと言ふのに、答えられなかつたのです。というのは、平均株価が一万五千円になって、どう考えてももう買ひどきだとは思ひますけれども、実は配当を調べてみたら〇・九六%。そのとき大蔵さんが三〇%、日産が一四・五%でトップでした。だけれども、不動産は危ないから日産ならばと思つたら、日産はまた半分になってしまつた。

私は、健全な投資家の立場で見たら、配当性向を基準にして株を買ひか買わないかを見定めていかなければ、資本主義ではないと思つておる。全部投機に走らせてしまつておる。こういう状態がいかにいびつであるかということ、これはもう局長さんとか参事官というのではなくて、我ら政治家が日本の本場に健全な資本主義を育てるとす

るならば、そのことを真剣に考えていかないと、悪いことをいろいろやっている、それは監査で強化することは必要です。これは大体五億から二、三十億までの資本金のところ起りがちだと思ふから、それを強化なさることは私は賛成です。この附帯決議もよくやつてくださったと、私は初めてこの委員会に出ましたけれども、賛成し、これは感謝をいたしております。

しかし、もつともつと大事なことは、しかも先ほど申し上げたとおり、いづれも大衆からきた金でしよう。その大衆の金が生保をくぐり抜けてここでピンはねされ、銀行をくぐり抜けてここでピンはねされ、そうして行つておるといふ状態、金利が、公定歩合がわずかに二・五でしようか。こういうときに、それ以下であつたららもや一体我々は将来のために何を子孫に残すべきなのか。日本の官僚は共産主義と違ふかと、金を持つていふやつは悪人のように言われては、私はいけなと思つておる。やはり、勤儉貯蓄ということが資源のない日本の国においては不可欠の条件だ。

若者たちは、ちよつと金があると、連休になつたら全部外国へ遊びに行きます。それは外国に行けば日本の円が強いからということ、遊びになれない子は結婚してあげないというお嬢さんまで出てきておる。このときもう一遍、私は勤儉貯蓄をして、そして成長する企業に対する株主として、だから私は少なくとも例え五%なら五%までは配当金はいわゆる金利と同じように損金として認めるような何らかの形でもつて——きょうはアメリカの友人も来ていてくださるけれども、日米間の経済の基本的な違いは、第二次産業を日本が大切にしたいということが日本の経済を支えている根本だと私は受けとめたいと思ひます。

そのときにやはり資本というものは、みんな金を出し合つて、そして金利にふさわしいだけの配当を認めるためには一定の割合だけは損金として認める。それを銀行は、配当などどうでもよい、支配権を持つために貸付金で金利を取るからいい、これではいわゆる配当と金利が、税のいびつ

とは言いませんけれども、世界もこれになつていけることも、法人説も私は若干は承知しておりますけれども、今そうなつてしまふ。かつて三十何年前、私が一年生代議士のときのことに比べてみると、どこからかのように株式会社筆頭株主が全部銀行で、銀行の筆頭株主が全部生保で、そして預金者は全部株主になつたらば投機で、いわゆるばくち場に誘ひ込まれてしまふという形になつてしまつたのか。これは日本経済にとつてこれからゆゆしき事態になつてくると私は思ふからでございます。

素人的な立場と副総理がおつしやつたが、私はそう思うがいかがでしょうか。答えてみてくださる。

○後藤田国務大臣 閣僚を呼んでくる人を間違つておるのではないですか。私からお答えするのは大変難しゅうございしますが、大変有益な、今日の日本の経済が考えなければならぬ重要な点の御指摘である、かように私は認識をいたしておるわけでございします。この程度でひとつ答弁はお許しいただきたい、こう思います。

○塚本委員 もちろん額面から言えば五十円です。先ほど申し上げた、私が七十円で買った日立が幾ら下がつたといつてもまだ十倍以上の八百円台をキープしております。新日鉄が四十五円だといひまして、いつときは千円まで行きましたけれども、どんと下がつて今は三百円前後で六倍の状態で低迷しておる。だから、六円ということは一円と同じことになつておつて、これだけはやつと二%をキープしておる、こういう状態になつておるわけですから、この点を私は考えてみますと、本場に将来日本経済に対して、それができないものだから、そして銀行自身も不動産に今貸し付けて、一割二割は下がることがあつても、よもや半減するとは金融機関も大蔵省も日銀も予想しなかつたことだと思つておる。だから、担保割れになつてしまつて、世上では危ない銀行さえもできておると奥方はみんなおつしやつておる。大衆は金を持つておるのです。行くところがな

いからみんな郵便貯金に行っている。二十二兆から二十五兆も郵便局に行つて、銀行には来ない。だから、郵政大臣になつた方が郵政の方とけんかしている。大蔵省と郵政省のどけんかだといつて我々見ておられますけれども、本来ならば、郵便貯金に行つておる金を銀行に戻してあげるべきだ。もつと本来ならば証券市場に戻してあげて、そして健全な証券市場につくり直し健全な金融機関に戻してあげて、今二十二兆から二十五兆予定よりも余分になだれ込んでおるこの金が証券市場やあるいはまた金融市場に戻つたならば、政府はこんなに苦労して十兆何千億とかつさらえて――そして皆様方が景気回復に御努力していただければ。金はあるんですよ。大衆は持つてみえるのです。経営者はないですよ、銀行はないですよ。幾ら公定歩合を下げてもたつて貸し付けしないんだから、銀行は。何も結果はよくならない。だから、仕方なしに政府は公共事業といつて一生懸命御苦労いただいております。だから本当は、郵便局に行つておる二十二兆から二十五兆という予定を超えておるこの金を証券と金融市場に戻してやれば私は業界は一度に復活するといふふうに思います。

この議論は法務大臣では答えにくいかもしれせんから、大蔵省から答えていただきますよ。か。○西方説明員 先ほどの先生のお話、資本市場の発展をいかに図るかというお話だと思えます。

今回の商法改正は、これまでのいわば直接金融がいろいろな意味で間接金融が主体であるということに制約を受けていた、そういう点に対してかなり緩和をするということになると思えます。これだけじゃなくて、株式についての配当の問題、それからそれぞれ間接金融が非常に優位だった時代に、直接金融に、諸規制、諸慣行と呼んでおられますけれども、そういった規制があるわけがございます。こういったものも緩和して資本市場の発展をもつと図つていかなければいけない、そうい

うふうふうに思つております。○塚本委員 どう発展をさせるかということについてお役人の皆様方に先走つた答弁を求めるとは無理だと思ひますが、私は、決め手は、やはり配当金をある程度損金として認めなければ、借入金と見合う状態におくべきだと思ひます。そうするならば、いわゆる銀行金利よりも、定期預金ぐらいの配当は最低ありますという形にしてあげれば、いつでも引き出すことのできる銀行とは違つて、融通はできないけれども、将来に対する資産としてこれをいわゆる子孫のために残すというのが親としての責任だと私は思ひます。

そういう意味で、最近は何物も落ちておりますから預金に対してはからしいという気持ちはなくつたことはいいことだと思ひますよ。しかし、もつと大事なものは、インフレに対しても耐え得るのはいはり資本だと私は思ひます。そういう意味で、みんながよい企業に対して投資をし、そして、少なくとも株式会社であるならば大部分の資本はこれは資本家の手にゆだねるべきであつて、銀行の借入金で賄えば、土地の値段がぼんぼんと上がり資産がどんどんふえていくときには、金利を上回るときにはいい、しかしそれ自身は日本の住宅政策、土地政策にとつてはいびつな現象を招いておることは事実であります。

だから、私は、これを安定せしめるためにも、やはり資本でいわゆる設備というものは賄うべきだ。そして、景気がよくなつてきたときにはたくさん資材やあるいはまた人を雇わなければなりませんから、このときには運転資金として銀行からの借入金で賄う。不景気になるならば、そのときは少なくしておけば、配当金をゼロにしてあげば結構なんです。それをむしろ、実は返済と利息のために大量生産しなければ会社経営者は経営の座を銀行に追つて払われてしまふ。また、それを口実にして、次の支店長はこの会社の重役におりようかとこんなことばかりねらつておる。だから、日本の会社は実は銀行支配だと言われておることは御承知のとおりです。そして、ますます不

景気になることによつて景気が下降きみになるということを私は心配いたしてあります。どうぞ、この問題は基本的な問題で、場所を間違えたと副総理おっしゃるが、商工委員会があるいはまた大蔵委員会へ出張すべきでございませうけれども、二十年前に商法改正を手がけさせていただき、我が党の担当者もきょうは私に、たまには委員会に出て、大蔵大臣だから塚本先生やつてくれと言われたので、私も日本将来のために問題を投げかけましたので、最後に、大ざつぱで結構ですから、所管の大臣の御答弁を伺つて、終わりにいたします。

○後藤田國務大臣 会社経営というのは、確かに自己資本を充実させて、銀行側からお金を借りるときには運転資金程度にとどめてやるのが本当ではないかと、あるいは税制上、配当と会社の法人税ですか、二重課税じゃないか、これは考え直したらどうかとか、あるいは金融資本の考え方によれば余りにも無責任しかも横暴ではないかといつたような御意見、これは今日日本の経済が当面しておる基本的な課題を突いておる御意見だと私は思ひます。もちろん違う意見もあると思ひますけれどもね。これはだから将来の大きな検討課題であつて、有益な御意見、ありがとうございました。

○塚本委員 終わります。○浜野委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。○浜野委員長 これより両案を一括して討論に付します。○木島日出夫君 討論の申し出がありますので、これを許します。○木島委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました商法等の一部を改正する法律案並びに商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対し、反対の基本的理由は、本法案の主要な改正点で

ある社債発行限度規制の撤廃についてであります。社債発行限度に関する商法の基本的立場は、社債の公衆性に基づき、社債権者の利益保護のため、社債権者の担保となるべき会社に現存する資力以上に巨額の固定債務を負担するのを抑制する必要があるとの考えに基づくものであります。本法案は、この社債権者の利益を保護するという商法・社債制度の基本原則を打ち崩すものであり、専ら社債発行による資金調達可能な大企業の要求に基づき、大企業の利益のみに奉仕するもので、到底認められるわけにはいきません。

今回の社債発行限度規制の撤廃は、年来の財界の要求に加えて、バブル経済でコストの安いエクイティファイナンスを八六年から五年間で四十七兆円も累積し、その必要償還額が九三年の十一兆円を含め今後四十兆円にも達するため、この償還に社債を発行して、広く国民から資金調達をしようという財界・大企業の思惑が働いたことは厳然たる事実であります。次に、社債管理会社の問題です。これは、社債管理会社たる銀行の支配力を、社債管理の名のもとに一層強めることにつながります。大企業の不正を野放しにしたまま、その企業の経営が危うくなれば、その企業に融資をしている主力銀行が同時に社債管理会社という立場で、その特権を利用してさらに社債を発行させて融資金を回収する。一方では、従来、いわゆる「背後資本」という立場から、労働者への解雇、「合理化」、下請いじめなどの采配を振るい、時として労組・争議団などから厳しい「社会的責任」の追及を受けてきた金融資本が、今回の法改正によつて、今度は「社債権者の利益を代表」という公的ペールをかぶつて、みずからに対する責任追及を回避しつつ、一層労働者、下請企業への過酷な攻撃を強めてくる根拠を付与するものと言わざるを得ません。

バブルの崩壊や金融・証券スキャンダルの多発という状況のもとで、金融自由化の促進や社債の

際限のない発行などにより、大企業の間でも再編が進み巨大金融資本による経済支配が進むことは自明であります。

今回の商法改正法案の中には、監査制度の強化や株主の権利の伸長など、賛成できる内容も含まれておりますが、中心点である社債制度の改変は、昨年の証券取引法改正などと相まって、金融資本による日本経済全体の支配力強化につながる改悪であり、結局ツケは国民に回す仕組みを強めるものだという事を指摘して、本法案に対する私の反対討論を終わります。

○浜野委員長 これにて討論は終局いたしました。

○浜野委員長 これより採決に入ります。まず、商法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○濱野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

○濱野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○浜野委員長 この際、ただいま議決いたしました商法等の一部を改正する法律案に対し、田辺広雄君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議及び民社党の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○田辺(広)委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表して、その趣旨を

御説明申し上げます。

本案の趣旨につきましては、既に当委員会の質疑の過程で明らかになっておりますので、この際、案文の朗読をもってその説明にかえさせていただきます。

○後藤田国務大臣

政府は、次の諸点について格段の努力をすべしである。

一 会社の社会的責任の重要性にかんがみ、会社がその責任を全うすることができるよう商法上の諸制度の改善に努めること。

二 監査役の独立性を確保するため、社外監査役制度を導入した立法の趣旨を関係団体に周知徹底するとともに、第三者的・中立的な人物を社外監査役に選任するような運用がされるよう努め、その運用の状況を踏まえて監査制度の一層の改善を図ること。

三 一般株主、社債権者等を保護するため、会社の業務及び会計に関する情報の開示制度等の充実・改善に努めること。

四 発行会社と取引関係を有する社債管理会社が、社債権者との利益相反状況において、社債権者の利益を損なうことのないよう十分留意するとともに社債権者保護のための諸方策を採るよう啓発に努めること。

五 企業活動の国際化の進展に配慮しつつ、会社法制度の適切な運用に努めるとともにその見直しを図ること。

六 商法等の現代語化を図ること。

○濱野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付すことに決しました。

○後藤田国務大臣

この際、後藤田法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。後藤田法務大臣。

○後藤田国務大臣

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○濱野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○濱野委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

平成五年五月十八日印刷

平成五年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局